



リハビリテーション西播磨病院だより

ひかりの都

発行・編集

兵庫県社会福祉事業団

リハビリテーションセンター西播磨病院

〒679-5165

兵庫県たつの市新宮町光部1丁目7番1号

TEL(0791)58-1050

FAX(0791)58-1071

認知症疾患医療センターを開設して

兵庫県西播磨認知症疾患医療センター

診療部長 柿木 達也
精神保健福祉士 瀧本早也香
医療ソーシャルワーカー 山森 和也

昨年11月に、認知症疾患医療センターを開設して約半年が経とうとしております。先号でもご案内させていただいておりますとおり、認知症疾患医療センターは従来からご利用いただいておりますリハビリテーション西播磨病院

高次脳診療科外来をベースに、相談機能の充実とりハビリ専門病院の特色を活かし、予防から診断・治療・リハビリ相談まで個々の専門スタッフにてサポートをさせていただいています。

平成18年の病院開設以来、多くの認知症の方を診察しておりますが、これまで地域での受け入れが上手く行えずに、住み慣れた地域を離れ、施設や病院等で暮らさざるを得ない認知症の方も居られました。認知症疾患医療センターでは、そのような方でも、様々なサポートを受けながら、できる限り地域で生活していただきために、地域の病院や診療所（かかりつけ医）、地域包括支援センター、介護事業者、家族会などをつなぐネットワークを構築することで、これまで在宅での生活が困難であった認知症の方でも、地域での支えによって安心して過ごしていました。ただけるセンターブルームに努めて参ります。ご指導ご鞭撻よろしくお願ひいたします。

また、まだまだ地域に多く居られるお困りの認知症の方やご家族の方にも、このネットワークを活用することで、当センターまたは地域の医療機関への受診につなげるなどの支援を行えるよう取り組んでいきます。

認知症の方へのリハビリテーションについても、積極的に取り組むべく準備をしています。リハビリご希望の方は、センター受診の際にご相談ください。

11月開設以来、多くの認知症の方やそのご家族の方のご相談をお受けしておりますが、現在当センターの初診の方については、ご予約から実際に受診をしていただくまでに、かなりお待ちをいただいている状況です。そのため、ご本人の状態を確認させていただいたうえで、ご本人やご家族の要望も聞きながら、近隣の医療機関をご紹介させていただくことも行っています。当院よりも早期に診察していただける医療機関もあります。他院へのご紹介希望の方もお気軽にご相談ください。

今後とも皆さんに安心して利用していただけるセンターブルームに努めて参ります。ご指導ご鞭撻よろしくお願ひいたします。

診療報酬改定について

診療報酬とは、検査や処置などの医療行為と薬剤・医療材料費に対する代金を国が定める価格で、保険医療機関の収入です。

数千項目にわたる全ての医療行為について、点数1点が10円と決められ、医療の内容が規定されています。

診療報酬はおおむね2年に1度改定されますが、今年は改定の年にあたり、4月から改定された診療報酬制度が施行されています。

ここでは、当院と関係があり、患者様に特に伝えすべき項目について、ご説明します。

☆明細書の発行

平成22年4月から、保険医療機関においては、正当な理由のない限り、明細書を無料で発行することが義務づけら

れました。

当院においても、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月診療分より、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、

その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨、お申し出ください。

受け取られた明細書は、個人情報が記載されていますので、紛失しないよう、ご注意ください。



☆再診料の改正

再診料の点数が60点から69点へ9点上がりました。

診療所の再診料と点数が統一されました。

☆回復期リハビリテーション病棟入院料の改正

施設基準の改正に伴い、1日あたり30点引き上げとなりました。

当院は後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、後発医薬品の採用を決定する体制を整備しており、また後発医薬品の使用割合が定められた条件を満たしています。

☆後発医薬品(ジエネリック医薬品)の積極的使用にかかる評価の新設

当院認知症疾患医療センターにおいて、認知症患者に対して、診断と療養方針を決定して患者及び家族に詳細な説明を行った場合、それが評価されるようになりました。

☆認知症専門診断にかかる評価の新設

当院は後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、後発医薬品の採用を決定する体制を整備しており、また後発医薬品の使用割合が定められた条件を満たしています。

当院は後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、後発医薬品の採用を決定する体制を整備しており、また後発医薬品の使用割合が定められた条件を満たしています。

当院は後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、後発医薬品の採用を決定する体制を整備しており、また後発医薬品の使用割合が定められた条件を満たしています。

以上、簡単ではありますが、ご説明させていただきました。ご不明な点は、病院医事調整課まで、ご遠慮なく、お尋ねください。



病院の環境は、これまで過ごし慣れ親しんだ家庭の環境とは異なります。当院の特徴として身体面で思わぬ障害を経験されリハビリテーションを目的に来院される方が多く、転倒転落のリスクは非常に高くなります。

そこで、当院を利用される皆さまが、リハビリテーションを行なうにあたり安全に過ごしていただくため、前年度の状況をふまえ予防的な対策についてお知らせします。

【どのような方が転倒しやすいでしょう】

- ・ 高齢者
- ・ 車いすや歩行器などを使用している
- ・ 麻痺や痺れがある
- ・ 車いすに座つていて座位がくずれやすい
- ・ 歩行しているときや向きを変えるときにふらつく

調査時期	平成21年4月～12月			
件 数	158件 (擦過傷や打撲痛があり簡単な処置を行ったのが9%)			
場 所	病室 38.9% 訓練室 17% 廊下 12% トイレ 12% スタッフルーム 8.7% その他 11.4%			
発生時間帯	0:00～8:45	18.1%	8:45～11:00	10.7%
	11:00～13:30	24.2%	13:30～17:30	27.5%
	17:30～22:00	15.4%	22:00～0:00	4.7%
年 齢	50歳代 23%	60歳代 26%	70歳代 31%	
骨折件数	4件			

- ・ 排泄に対する焦りがある
- ・ ナースコールが押せない
- ・ 一人で自分のことはしなければいけないと強く思われる方
- ・ 一度転倒したことがある
- ・ バランス感覚が低下している
- ・ 下肢の筋力低下がある
- ・ ベットに座つてテツシユなど物をとろうとするとき
- ・ 車いすで床に落ちたものを拾おうとするとき
- ・ 靴下のまま車いすに移ろうとしたとき
- ・ 靴下のまま車いすに移ろうとしたとき
- ・ 車いすから、ベットやトイレへ移るとき

【注意することは!】

- ・ 履物はスリッパではなく滑りにくい靴を選びましょう
- ・ ベット周囲を片付けます 散らかっていると、動作の妨げとなります。
- ・ 車いすへの乗り移りの方法や操作方法などご家族も一緒に学習しましょう
- ・ 面会終了時には、どのように過ごされたか看護師に一声おかけ下さい

【リハ効果を上げるために】

訓練が進んでいくと、再度どの程度向上されたか手助けの程度の検討を繰りかえします。ナースコールが押せない場合や、スタッフが駆けつけるまで待てず動きの早い場合は、動作で反応するセンサー式の予防用具の使用やベット柵を増やすなどの工夫を行い、スタッフの目の届きやすい部屋に変えるなど、対応させていただいています。

- ・ 転倒・転落は動きに伴つて発生するため基本的な生活の食事・更衣・排泄・移動・洗面などの動作獲得をねらいに訓練を行う為、皆無にすることは不可能です。（安静に寝ていればおこりません。）そこで、転倒のリスクを抱えながら骨折や強度の打撲などの二次的な障害を極力避け療養生活が送れるように、一人ひとりの状況にあわせて工夫し対応する努力をしております。
- ・ ご家族とスタッフが同じ目線で支援し、早期に社会復帰をされるようとに願っています。

【当院における予防対策】

入院当初は、一人で安全にできる動作か、どの程度介助が必要なのか、チームで細やかに評価し援助方法を決定します。

リスクマネジメント委員会

短時間通所リハビリテーション開始しました!!

病院を退院後も、週2回程度、

短時間のリハビリを受けたい、認知症の専門的なリハビリテー

ションを受けたい—当院では介護保険を利用した『短時間通所リハビリテーション(1~2時間)』を平成22年4月から開始しました。

ご利用できる要件

- ①介護保険の認定を受けられ、要介護度が1~5の方
- ②主に脳血管疾患で麻痺、失語症等がある方、運動器疾患等の方、認知症疾患の方
- ③ご家族の送迎、またはご本人で来所できる方
- ④~⑥全てにあてはまる方



リハビリの内容

○個別リハビリテーション

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

○集団訓練・自主トレーニング

(理学療法士、作業療法士、音楽療法士、園芸療法士等)

○日 時

毎週 火~土曜日
9時40分~11時15分

Q ジェネリック医薬品はなぜ安いの?

ご利用お申込み・お問合せ先
当院 総合相談・地域連携室へ
TEL 0791-58-1050
(内線110又は111番)

先発医薬品に比べて、開発時間や研究費などが少なく済むので安い価格※が設定できます。

※例外もあります。



ジェネリック医薬品について

Q ジェネリック医薬品の効果は?

ジェネリック医薬品の効果は、先発医薬品と同じです。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。



Q ジェネリック医薬品

つてどういう薬?

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、

先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。



ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にご相談ください。